

長野市災害廃棄物処理計画（案）に対する 市民意見等の募集（パブリックコメント）結果 及び計画の決定の報告

環境部生活環境課

1 実施概要

募集期間	令和6年12月9日（月）から令和7年1月8日（水）まで
公表方法	記者会見、広報ながの12月号、市ホームページ、窓口での閲覧
計画（案）の閲覧場所、意見・提案用紙の配布窓口	市役所生活環境課、各支所、行政資料コーナー、ホームページ
提出方法	ながの電子申請サービス、郵送、ファックス、電子メール、持参

2 実施結果

- (1)意見等の提出者数 1名（提出方法内訳：電子メール1人）
 (2)意見等の件数 3件
 (3)意見等に対する対応

対応区分	対応方針	件数
1	計画（案）を修正する。	2件
2	計画（案）に盛り込まれており、修正しない。	1件
3	計画（案）を修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	0件
4	検討の結果、計画（案）を修正しない。	0件
5	その他（質問への回答、状況説明など）	0件
合計		3件

※錯誤及び一部文書体裁を整えるための修正を行いました。

3 意見等の内容と市の考え（1/2）

対応区分1 計画（案）を修正する。

該当ページ	意見等の内容	市の考え方
1ページ 第1節 計画の背景と目的	【パブコメ案】「～ボランティアの協力を得て、大量の災害廃棄物を～」 【意見】 ⇒「ボランティア<u>並びに被災地域（被災地区住民自治協議会）</u>の協力を得て、大量の災害廃棄物を～」	（市域全体の計画案のため） ・「ボランティア並びに被災地域の協力を得て、大量の災害廃棄物を～」に修正します。
30ページ 第2節 災害廃棄物の収集処理 39ページ 1 仮置場とは	【意見】 （30ページ）「災害廃棄物の排出場所は被災地域内の空き地等に一時的な集積所「近隣仮置場」を、被災地域と市が協議の上、市が設置します」とある。 （39ページの(5)には）「地域において自宅近傍に自ら設置した災害廃棄物の集積所や～」の箇所のうち、「自ら」を「被災地区住民自治協議会が市と協議の上設置した」にすれば、いわゆる勝手置場から「近隣仮置場」として成立するはずである。 ※「勝手置場」を行政が管理する「近隣仮置場」としたらどうかとの意見	30ページの「近隣仮置場」の表記については、比較的小規模でかつ限られた区域での災害を想定しているものです。 以前から、小規模で限られた区域において発生した災害廃棄物の収集運搬は、被災地域の住民自治協議会及び区長会等と市が協議し、被災地域内に「近隣仮置場」を設け対処してまいりました。 この点が明確に表記されていなかったもので、被災地域での混乱を招かないようご意見をもとに該当の箇所には以下のとおり修正します。 ・「また、小規模で限られた区域の災害においては、住民自治協議会及び行政連絡区等と市が協議の上、被災地域内の空き地等

3 意見等の内容と市の考え（2/2）

対応区分1 計画（案）を修正する。

該当ページ	意見等の内容	市の考え方
	〈シート3からの続き〉	に一時的な集積所「近隣仮置場」を市が設置し、収集運搬を行います。」 39ページでは、市の仮置場に対する基本的な考え方を示したものです。市民が独自に設置した災害廃棄物の集積所（いわゆる勝手置場）は、市が設置・管理する仮置場でないことを説明しています。

対応区分2 計画（案）に盛り込まれており、修正しない。

該当ページ	意見等の内容	市の考え方
20ページ (6) ボランティアとの連携	【パブコメ案】 「長野市社会福祉協議会と連携し、受け入れ体制の構築～」 【意見】 ⇒「長野社会福祉協議会並びに地区住民自治協議会と連携し、受け入れ体制の構築～」	ボランティアの受入れ体制については、長野市地域防災計画において、「災害が発生した場合は、市と市社協が連携して被災地域におけるボランティアニーズの把握を行う。」こととしている。ニーズの把握に当たり、住民自治協議会も含まれるため、上位計画である地域防災計画に基づき現行のままの表記とします。

貴重なご意見ありがとうございました。

4 計画決定の経過

時 期	概 要	
2月12日	臨時部長会議	結果報告及び計画（案）について協議・決定
2月17日	政策説明会	結果及び計画決定の報告
2月19日	定例記者会見	同上、計画の公表
3月14日	令和6年度第4回 長野市廃棄物減量等推 進審議会	結果及び計画決定の報告
4月1日		計画施行（予定）